

## 「初回加算の拡充」のパターン表

※《フローチャートA》《フローチャートB》をご確認の上、ご参照ください。

令和3年8月19日  
国分寺市障害者基幹相談支援センター

(仮定条件)

- ・契約をした日の属する月はn月。
- ・契約月(n月)から(n+3)月の期間に初回加算を実施。
- ・初回加算、初回加算の拡充の算定要件を満たしている。

パターン	n月	n+1月	n+2月	n+3月	n+4月	n+5月	n+6月
初回加算 + 初回加算拡充(1回分)	契約				1.初回加算の拡充 2.計画案の交付		
初回加算 + 初回加算拡充(2回分)	契約				1.初回加算の拡充(1回目)	2.初回加算の拡充(2回目) 3.計画案の交付	
初回加算 + 初回加算拡充(3回分)	契約				1.初回加算の拡充(1回目)	2.初回加算の拡充(2回目)	3.初回加算の拡充(3回目) 4.計画案の交付

### Q&A

問1 前相談支援事業所の終了月と現相談支援事業所の契約月が同月の場合、契約月として認められるか。

答1 認められる。

問2 福祉サービスの利用はなかったが受給者証が未返納だった場合、初回加算は認められるか。

答2 認められる。

問3 契約を終了した相談支援事業所が6月後に再契約した場合、初回加算は認められるか。

答3 認められる。

問4 「初回加算の拡充」「計画案の交付」「福祉サービスの利用開始」が同月でも認められるか。

答4 認められる。

以上